

平成 16年 (行ウ)第 14号

意見陳述書

2005年 1月 27日

宇都宮地方裁判所 第 1民事部 御中

鹿沼市上南摩町 1745 1

廣 田 義 一

私は、南摩ダム建設予定地の真下の室瀬地区に住んでいます。

南摩ダム建設事業は思川開発事業として 1964 (昭和 39)年に始まりました。しかし 室瀬地区の住民に南摩ダム建設の説明があったのは、事業を開始してから31年目の 1995 (平成 7)年 9月が最初でした。そのときは、ダムサイト 残土の土捨場、及び作業用道路等について説明がありました。説明では「土捨場は室瀬地内の山林、作業用道路は室瀬地内で、2戸ないし3戸の家に一時的移転をお願いしたい。」とのことでした。その後、4戸の家に個別的に移転の話があったと聞いています。

それからしばらくは公団から話がなく、1997 (平成 9)年 2月に突然、公団の鹿沼事務所に住民が集められました。このときは、南摩ダムの設計変更があった。洪水吐きを右岸に移す。そのため室瀬地区の 11戸の移転をお願いしたい。右岸の方が洪水吐の掘削が少なく景観がよい。洪水吐きの水路が山の尾根にのせられるのでよい。今後基本的な変更はない。」との説明がなされました。

ところが、2002 (平成 14)年 2月、また思川開発事業の見直しがあり それにともなって洪水吐きは最初の左岸に変わり 土捨場は水没地内、作業道路はなくなり 移転戸数は 3戸だが、うち 1戸は極めてダムに近接するためできれば移転に協力してほしい、とのことでした。

事業内容が変わる度、移転戸数も4戸から11戸、さらに 3戸と変わりました。私たち住民にとっ

て、移転対象になるかどうかという事は、生活基盤を根底から変えてしまうものであり、どれほど重大な事か、言葉では言い表せないほどです。事業内容が変わる都度、私たち住民の気持ちは大きく揺れ動き、翻弄され続けてきました。

私たちは2000(平成12)年10月、県南の2市8町(小山、栃木、西方、栗野、壬生、野木、大平、藤岡、岩船、都賀)に対して、思川開発事業計画に関する公開質問を行いました。

質問1として、「思川開発によりどのような利益を受けたいのか」、水道用水、農業用水、工業用水、洪水被害防止、を聞いたところ、1市2町から「水配分は国で調整していると聞く」、事業の内容を見すえた上で結論付けたい、将来は水道用水として供給を受けたい等の簡単な回答があっただけで、他の市町は「回答できる段階でない」との答でした。

質問2として、「貴市町における思川又は黒川の洪水被害実績」を尋ねたところ、小山市は「カスリン台風と1998年に農作物・緑地に2億4600万円の被害」、西方町は「小倉橋流失、被害状況はまとめていない」、壬生町は「1991年、1998年に通学橋流失、4800万円の被害」とそれぞれ回答してきましたが、他の市町のうち1市5町は「被害報告なし」、資料なし等の回答で、1町からは何の回答もありませんでした。

南摩ダムをめぐる自治体の水需要に関する新聞記事をもても、県発表と相違。都賀町事業へ不参加。2転3転に町長、県の説明違う」、都賀町は参加、一時辞退、県の説明一転。等と書かれており、県の説明する水需要については重大な疑問が持たれます。思川開発事業における水需要は本当に必要な水需要でなく、作り出された水需要であると思います。

以上のような私たちの調査結果や新聞記事をもてくると、利水・治水のいずれの面でも、各自自治体においてダムの必要性を真剣に検討してきたとは到底思えません。こんないりかげんなことで「ダムの必要性」が作り出され、それによって水源地の私たちの生活や運命がもてあそばれ、苦しみ悩み続けなければならないかと思うと無念の極みです。

裁判所におかれては、このような私たち水源地住民の被害実情を十分認識していただき、1日も早く正義にかなった判断をしていただくよう強く要望する次第です。 以上